

第 3 次小林市総合計画の基本構想（素案）に係る第 2 次小林市総合計画からの主な変更点

箇所	変更後（第 3 次小林市総合計画）	現行（第 2 次小林市総合計画）
素案 P 2 <基本構想の概要> ○ 位置付け	○ 位置付け 基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。 そのため、その実現には市民、地域、団体、企業、行政等本市に存する様々な主体が役割を果たすことが不可欠です。 このことから、基本構想は地域社会を対象とした計画とします。 また、第 2 次小林市総合計画の計画期間を通じて、きずな協働体が全ての地域で設立されるなど協働によるまちづくりが浸透したことから、第 3 次小林市総合計画においても協働のまちづくりを継続して推進するとともに、今後更なる人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、第 3 次小林市総合計画では地域も行政も持続可能となるように、持続可能性を主たる基本方針として位置付けます。 行政の責務については、基本計画で具体的に示	○ 基本構想の位置付け 基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。 そのため、その実現には市民、企業、団体及び行政等本市に存する様々な主体が役割を果たすことが不可欠です。 このことから、基本構想は地域社会を対象とした計画として、市民主体で策定し、「小林市まちづくり基本条例」における企業や団体等も含む“市民”の責務を具体化し、協働できる計画とします。 （対象：地域 策定主体：市民） なお、行政の責務については、基本計画で具体的に示すものとします。

	すものとしします。	
素案 P 2 <基本構想の概要> ○ 計画期間	○ 計画期間 基本構想の計画期間は、令和 8 年度から令和 15 年度までの 8 年間とします。 長期的な視点に立ち本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表す、市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。	○ 目標年次 基本構想は、令和 7 年度を目標とした構想として、長期的な視点に立ち本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表す、市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。
素案 P 2 <基本構想の概要> ○ 策定方法	○ 策定方法 基本構想については、 小林市総合計画等審議会による検証結果において、第 2 次小林市総合計画の基本構想が市民主体で策定されたものであり、本市の将来都市像を実現するために、引き続き取り組む必要がある基本的な方向性とされたことから、第 2 次小林市総合計画の基本構想を継承することを基本としました。 策定方法としては、 市民主体で見直すこととし、グループインタビューや市内の高校生を対象としたワークショップ等を開催し、そこで出された多くの意見や社会情勢の変化も踏まえ、行政で取りまとめました。 出された意見は、小林市総合計画等審議会に報告し、 同審議会 の意見を踏まえた内容を再度行政で調整し、最終的には議会の議決を経て決定しま	○ 市民主体で策定する基本構想の策定方法 基本構想については、市民が主体で策定するものとして進めました。 策定方法としては、市内各種機関、団体と公募市民約 100 名で実施する「総合計画市民ワークショップ（「こばやし未来計画ダイアログ」“K O B A ★ M I R A”）を開催し、そこで出された多くの意見を最大限尊重し、行政でまとめたものです。 出された意見は、小林市総合計画等審議会へ報告し、審議会の意見を踏まえた内容を再度行政で調整し、最終的には議会の議決を経て決定しました。

	した。	
素案 P 2 <基本構想の概要> ○ 構成	○ 構成 1 まちづくりの基本理念 2 まちづくりの基本方針 3 施策の大綱	○ 基本構想の構成 1 小林市のまちづくりの基本理念 2 小林市のまちづくりの基本方針 3 小林市のまちづくりの施策の大綱
素案 P 3 <基本構想の概要> ○ 基本構想の実現に向けて	○ 基本構想の実現に向けて 今回の総合計画で掲げる基本構想の実現に向けて、市民が取り組むことについては、広く周知を図り展開をしていきます。行政が取り組むことについては、基本計画において、具体的にその取組を示すこととします。	○ 基本構想の実現に向けて 今回の総合計画で掲げるまちづくりの実現に向けて、市民の取り組むことについては、自らが市民ワークショップにおいて考え具体的に示されていますので、これをまず優先的に取り組む協働の取組として、広く周知を図り展開をしていきます。行政においては、今回市民主体で考え掲げられたまちづくりの目標に向かい、基本計画において、具体的にその取組を示すこととします。
素案 P 4 1 まちづくりの基本理念	1 まちづくりの基本理念 「小林市まちづくり基本条例」第2章により、「まちづくりの基本理念」を次のとおりとします。「まちづくりの基本理念」とは、まちづくりを推進していく上で基本となる考え方です。	1 小林市のまちづくりの基本理念 「小林市まちづくり基本条例」第2章により、「第2次小林市総合計画」における「まちづくりの基本理念」を次のとおりとします。「まちづくりの基本理念」とは、まちづくりを推進していく上で基本となる考え方です。
素案 P 5 2 まちづくりの基本方針	2 まちづくりの基本方針 本市の総合計画は、小林市まちづくり基本条例の「まちづくりの基本理念」をまちづくりの基本	2 小林市のまちづくりの基本方針

	となる考え方としています。 第2次小林市総合計画に掲げた将来都市像は、同様に同条例を具現化するものであり、小林市が目指す姿として、多くの市民から共感されています。 コロナ禍等の社会情勢の変化や人口減少、少子高齢化がもたらす地域社会の変化の中、将来にわたって地域も行政も持続可能となる取組を進めるためには、将来都市像の実現に向けた更なる取組が必要です。 このため、第3次小林市総合計画においても、第2次小林市総合計画の将来都市像を継承することとします。	
素案P5 2 まちづくりの基本方針 (2) 持続可能性の取組	(2) 持続可能性の取組 本市の持続可能なまちづくりを推進する取組については、基本計画において具体的に示すこととします。	2-2 協働の取組 市民における協働の取組については、3施策の大綱において示すものとし、行政における取組については、基本計画において具体的に示すものとします。
素案P7 3 施策の大綱 (1) 「にぎわい」分野 ア まちづくりの目標	～まちづくりの目標の考え方～ 地域が持続的に発展するためには、雇用が創出され、市民の「所得」の向上も図られ、豊かな地域資源を小林の人のやさしさ、温かさによる「おもてなし」の心で付加価値を高め活用し、「情報発信・共	～まちづくりの目標の考え方～ 雇用が創出され、市民の「所得」の向上も図られ、豊かな地域資源を小林の人のやさしさ、温かさによる「おもてなし」の心で付加価値を高め活用し、「情報発信・共有・交換」が積極的に行われ、「人が集ま

	有・交換」が積極的に行われ、「人が集まる」にぎわうまちにしたいという意見をまとめて「人も心もワクワクにぎわうまち」をまちづくりの目標としています。	る」にぎわうまちにしたいという意見をまとめて「人も心もワクワクにぎわうまち」をまちづくりの目標としています。
素案 P 7 3 施策の大綱 (1) 「にぎわい」分野 ウ 目指すべき状態	① 人が集まること こどもから高齢者まで、観光やスポーツなどで訪れる人も、企業も小林に集まってくる状態を目指します。	① 人が集まること 子どもから高齢者まで、観光、合宿及びスポーツで訪れる人も、会社も小林に集まってくる状態を目指します。
素案 P 7 3 施策の大綱 (1) 「にぎわい」分野 ウ 目指すべき状態	② 豊かな地域資源が活用されていること 水、食べ物、方言、景観、人等の豊かな地域資源が活用されている状態を目指します。	② 豊かな地域資源が活用されていること 水、食べ物、方言、景観、人等の地域資源が豊富で、それが活用されている状態を目指します。
素案 P 8 3 施策の大綱 (1) 「にぎわい」分野 ウ 目指すべき状態	④ 働きがいがあること 働きたい場所があり、仕事と生活のバランスがとれ、働くことに達成感がある状態を目指します。	④ 働きがいがあること 働きたい場所があり、働くことに達成感がある状態を目指します。
素案 P 9 3 施策の大綱 (2) 「いきいき」分野 ア まちづくりの目標	～まちづくりの目標の考え方～ 交流、出会い、絆、居場所等の「つながり」を大切にし、夢、目標、働く場、趣味等市民が「いきがい」を持ち、こどもも大人も「健康で笑顔」でいられるまちにしたいという意見をまとめて「健康でいきいきつながり合う笑顔のまち」をまちづくりの目標としています。	～まちづくりの目標の考え方～ 交流、出会い、絆、居場所等の「つながり」を大切にし、夢、目標、働く場、趣味等市民が「いきがい」を持ち、子どもも大人も「健康で笑顔」でいられるまちにしたい、という意見をまとめて「健康でいきいきつながり合う笑顔のまち」をまちづくりの目標としています。

素案 P 9 3 施策の大綱 (2) 「いきいき」分野 イ まちづくりの方向性	○ 全世代が夢や希望を持ち、年齢に関係なく社会で活躍できるまち	② 全世代が夢や目標を持ち、働く場や遊び場があり、趣味を持っているまち
素案 P 9 3 施策の大綱 (2) 「いきいき」分野 ウ 目指すべき状態	① 出会いふれあい支え合いがあること こどもから高齢者まで世代間でも各世代でも、地域のつながりがあって、交流が行われている状態を目指します。	① 出会いふれあい支え合いがあること 子どもから高齢者まで世代間でも各世代でも、地域のつながりがあって、交流がしやすく、祭りやイベント等も行われている状態を目指します。
素案 P 9 3 施策の大綱 (2) 「いきいき」分野 ウ 目指すべき状態	② 健康・いきがいがあること 全ての市民が健やかで心豊かに生活できる状態を目指します。	② 健康・いきがいがあること 心身ともにゆとりがあり、病気の予防ができ、夢、生きる目標がある状態を目指します。
素案 P 9 3 施策の大綱 (2) 「いきいき」分野 ウ 目指すべき状態	③ 高齢者が元気であること 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で生活できる状態を目指します。	③ 高齢者が元気であること 高齢者それぞれの体力や能力に応じて社会活動や経済活動に積極的に参加し、高齢者が自宅で生活できている、生きる目標がある、交流がある及び地域で見守られている状態を目指します。
素案 P 9 3 施策の大綱 (2) 「いきいき」分野 ウ 目指すべき状態	⑤ こどもが健やかに成長すること こどもや子育て当事者が家庭、地域、仲間（同世代のつながり）、学校等で見守られ、健やかに育つ環境が充実した状態を目指します。	⑤ 子育てがしやすいこと 子どもが家庭、地域、仲間（同世代のつながり）、職場、学校、保育所等で見守られており、病院や遊び場がある状態を目指します。
素案 P 10 3 施策の大綱	⑥ こどもから高齢者まで、安心して医療が受けられること	⑥ 子どもから高齢者まで安心して医療が受けられること

(2) 「いきいき」分野 ウ 目指すべき状態	こどもから高齢者まで、必要なときに必要な医療が受けられる状態を目指します。	子どもから高齢者まで必要なときに必要な医療が受けられる状態を目指します。
素案 P11 3 施策の大綱 (3) 「まなび」分野 ア まちづくりの目標	～まちづくりの目標の考え方～ 「こどもから大人まで」、一人ひとりが継続的に学び合う「環境（場・機会）」が確保され、地域等での交流の中で互いに学び合い育ち合う「世代間交流」が行われているまちでありたいという意見をまとめて「生涯を通して学び合い育ち合うまち」をまちづくりの目標としています。	～まちづくりの目標の考え方～ 「子どもから大人まで」、一人一人が継続的に学び合う「環境（場・機会）」が確保され、地域等での交流の中で互いに学び合い育ち合う「世代間交流」が行われているまちでありたい、という意見をまとめて「生涯を通して学び合い育ち合うまち」をまちづくりの目標としています。
素案 P11 3 施策の大綱 (3) 「まなび」分野 イ まちづくりの方向性	○ こどもから大人まで、一人ひとりが生涯を通して学ぶ環境のあるまち	① 子どもから大人まで一人一人が生涯を通して学ぶ環境のあるまち
素案 P11 3 施策の大綱 (3) 「まなび」分野 ウ 目指すべき状態	① こどもたちが豊かに学べること 地域と学校が協働で教育に取り組んでいる状態を目指します。	① みんながいつまでも学べること いつまでも健康で学ぶことができる状態を目指します。
素案 P11 3 施策の大綱 (3) 「まなび」分野 ウ 目指すべき状態	((3) 「まなび」分野 ウ 目指すべき状態の①に統合する。)	② 市民総がかりの教育が行われていること 地域と学校が協働で教育に取り組んでいる状態を目指します。
素案 P11 3 施策の大綱	② だれでもいつでも学べる・学ばせる場が整っていること	③ だれでもいつでも学べる・学ばせる場が整っていること

(3) 「まなび」分野 ウ 目指すべき状態	市民が自ら学びの場に参加し、地域間の交流、世代間の交流が図られている状態を目指します。	市民が自ら学びの場に参加することで、地域間の交流、世代間の交流が図られている状態、環境によって学ぶことを諦めることがない状態、互いに認め合い高めあうことができる状態を目指します。
素案 P13 3 施策の大綱 (4) 「くらし」分野 イ まちづくりの方向性	(「若い世代も小林に残れる」については、「にぎわい」分野に、「年齢に関係なく社会で活躍できるまち」については、「いきいき」分野として整理する。)	④ 若い世代も小林に残れる、年齢に関係なく社会で活躍できるまち
素案 P13 3 施策の大綱 (4) 「くらし」分野 ウ 目指すべき状態	① 災害時にみんなが助け合えること こどもから大人まで、みんなが自ら行動でき、助け合える状態を目指します。	① 災害時にみんなが助け合えること 子どもから大人までみんなが自ら行動でき、助け合える状態を目指します。
素案 P13 3 施策の大綱 (4) 「くらし」分野 ウ 目指すべき状態	③ 安心して住めるまちであること 災害時においても、ライフラインを安心して利用できる状態、火災や交通事故、犯罪の少ない状態を目指します。	③ 安心して住めるまちであること 災害時においても、住宅や上下水道等が安心できる状態、ライフラインの早期復旧が望める状態、火災や交通事故、犯罪の少ない状態を目指します。
素案 P13 3 施策の大綱 (4) 「くらし」分野 ウ 目指すべき状態	④ 地域住民同士の顔が見え、支え合うまちであること 地域の中でコミュニケーションがとれる状態を目指します。	④ 隣の顔が見え、支え合うまちであること 隣近所で日常的にコミュニケーションがとれる状態を目指します。